

前田 満 博士（文学）学位請求論文審査報告書  
論文題目：『史的構文研究—構文発達のダイナミズム—』

本論文は 1980 年代に A.E. Goldberg によって提唱された構文文法 (Construction Grammar) の理論モデルに基づいて、通時的な側面から、「構文化」という認知プロセスを解明しようとする試みである。構文文法自体は基本的に共時的な理論であるが、「構文化」というプロセスを通時的に実証することが可能であるというのが、本論文の重要な主張の一つである。

本論文の構成は、構文化理論の歴史的な背景、その理論の特徴、さらには、その理論に基づく過去の研究の成果と問題点を詳細に検討した第 1 章、そして、そこで提示された著者の「構文に対する観方」に基づいてなされた 4 種類の事例研究の成果を記述した 4 つの章、さらに、本論文のまとめと今後の課題を述べた最終章と合わせて、合計 6 つの章で構成されている。なお、著者が事実調査を行った 4 つの事例とは、①wh 疑問詞を用いた感嘆文 (What a beautiful flower this is! )、②To think 感嘆文 (And to think I made her so happy! )、③If only 祈願文 (If only I knew!)、④仮定法現在の独立用法 (God bless you.) の 4 構文である。

まず、第 1 章 1 節で、近年、歴史言語学において、言語変化、特に「文法化 (grammaticalization)」と呼ばれる変化について、構文が果たす役割の重要性が認識され始め、構文研究が盛んになった背景について触れた後、第 2 節では、Joan Bybee が一連の研究 (2000-2015) の中で提案する構文化メカニズムに、著者独自のアイデアを加味して、次のような構文化プロセスを考える。まず、高い頻度で生ずる特定の語列 (collocation) が一つの認知ユニットとしてまとめ上げられる。このプロセスはチャンク形成 (chunking) と呼ばれる。このチャンクがさらに頻度を高めて生起すると、そのチャンクの自立性が高められ、ついには構文が誕生する。そのプロセスの中で、著者が注目する側面がある。それは、チャンクを構成する個々の形態素が次第に語彙的意味を失い、自立性を失う。つまり意味の合成性 (semantic compositionality) を失わせるプロセスである。著者はこのプロセスを「ゲシュタルト化」と呼び、これによってチャンク全体の意味、すなわち構文的意味 (constructional meaning) はホリスティックな性質をもつことになることを主張する。なお、構文化が起こる際に、文法規範から逸脱するような特異性が現れることがよくある。それは「外文法的特性」と呼ばれ、2 章から 5 章

まで一貫して構文化を論じる上で重要なポイントとなる。また、第3節では「構文化」というプロセスを、さらに別の観点から眺めることによって、その特徴を明らかにしている。著者によると、構文化には主として二つのタイプ——①自由コロケーションの固定から生じる「コロケーション固定型」（本論文では取り上げない、いわゆる「イデオム形成」などがこの例となる。）と、②既存の構文が分岐して、新たな構文が誕生する「分岐型」——があるという。また、後者についてはさらに、二つの下位類——②-(i) 構文フレームの輪郭を大きく変えることがないタイプ「単純型」と、②-(ii) 構文フレームの輪郭が大きく変わるタイプ「縮約型」——があるという。本論文では「分岐型構文化」の例を主に取り上げている（第2章は「分岐型・単純型」構文化を、第3章-第5章が「分岐型・縮約型」を取り上げている）。

ところで、上で触れた「分岐型・縮約型」の構文化には、もうひとつ「脱従属化 (Insubordination)」という特徴があることに著者は着目する。脱従属化というのは、古くは従属節の一部であったものが、主節に「格上げ」される現象で、3章から5章で取り上げる、3つの言語事象はいずれもこの脱従属化によってもたらされた構文例であると著者は主張する。

第2章は Wh 感嘆文に、そもそもなぜ疑問文に使われる疑問詞が使われているのかという、いわゆる McCawley (1973) が提起した問題に答える試みの一つである。Wh 感嘆文は Wh 疑問文を母体構文にして、そこから「分岐型・単純型」の構文化によって Wh 感嘆文が生じたというのが著者の議論である。初期英語のテキスト調査によって、16世紀から18世紀にかけて、倒置の起こった感嘆文がそれなりの頻度で生じていたこと、What a Noun という語列が疑問句として中英語 (Middle English) から初期近代英語 (Early Modern English) まで生産的に使われていたのが、その後、疑問句として使われなくなったことなどが突き止められ、構文化プロセスを「経験的に」実証することに成功している。

第3章では、「分岐型・縮約型」の To think 感嘆文における「脱従属化」を取り上げる。この構文は She was so happy to think I should come to Baden. のような、いわゆる「反応の不定詞節 (Infinitive of Reaction)」と呼ばれる不定詞の副詞用法を母体構文にして、主節部分の省略によって、構文化されたものであると著者は主張する。「反応の不定詞節」と共起する主節は She was {happy, shocked, surprised, delighted, etc} to think ... のように「強い感情・感嘆」を表わす述部を含むのが特徴である。ところ

で、省略現象というのは、通常、「復元可能性の条件 (Recoverability Condition) 」によって、例えば、省略される要素と同一の要素が先行文脈に存在する場合に許されるなど、厳しく制限されると考えられている。したがって、上記の例で主節 (She was so happy) が縮約されるためには、その条件が何らかの理由で解除されないと考えなければならない。そこで、著者は、次のような構文化プロセスを仮定する。まず、主節部分と to think 以下の結合が高頻度で用いられると、それらがチャンク化される。その後、「ゲシュタルト化」が起こり、それによって、主節と to think 以下の、それぞれの意味成分が「混交」され、復元可能性の条件が解除され、主節の省略 (すなわち、to think... の脱従属化) が起こったという仮説である。この仮説は、17 世紀から 19 世紀にかけてのテキスト調査に基づいて著者が自ら行った、母体構文である「反応の不定詞節」のデータ頻度調査と、to think 感嘆文のデータに関する精査から、十分に「経験的に」実証されたといえる。すなわち、この構文が 19 世紀半ば頃に一般化していることが突き止められている。なお、この to think 感嘆文に似た現象が、ドイツ語やフランス語にもあることがわかっており、通言語的に類似現象があるのはなぜなのか、今後の課題として興味深い。

第 4 章は、if only 祈願文の構文化が脱従属化の例として分析されている。If only 条件文を母体構文として、それに「ゲシュタルト化」が起こることによって、帰結節の意味成分“(then) it would be desirable” が構文フレームに吸収され、「復元可能性の条件」が解除され、その結果、帰結節が省略され、構文化プロセスが完了するというシナリオである。ここでも、18 世紀から 19 世紀にかけてのテキストの精査に基づいて、19 世紀後半にこの構文が一般化され、現在に至っていることを実証的に論じている。

第 5 章は、第 3 章と第 4 章とは大きく異なり、かなり古い時代に起こったと著者が考えている脱従属化の例が取り上げられている。それは古英語 (Old English) 期に生ずる god sy gebletsod (=God be blessed.) のような仮定法の独立用法である。現存の資料が乏しい時代、あるいは資料のない時代の構文化を実証するのは困難であるが、著者が敢えてこの難題に挑んだ理由は、構文化に伴う「外文法的特性」が古英語期、ないしはその後にも観察されたと考えたからである。すなわち、補文標識 **Pæt** を伴う変種が中英語期まで見られること、仮定法の独立用法が動詞先頭語順 (V1 語順) を示すことなどから、Ic bidde **Pæt** ... のような遂行文の従属節を母体構文として、脱従属化によって、仮定法の独立用法が誕生したと考えられるという議論である。

本論文は、共時的理論である構文文法モデルに基づいて、「構文化」というプロセスを通時的にも実証できるということを明らかにしている点で、歴史言語学における貴重な学術的な貢献といえ、高く評価できる。先行研究についても、関連する広い領域にわたって、かつ、膨大な量の文献が渉猟されており、大量のデータを含む電子テキスト・コーパスなども効果的に駆使され、論証の方法は極めて実証的で、かつ、説得力に富むものである。「脱従属化」や、チャンク化された後の省略現象がどのように制約されるか、あるいはどのような傾向がみられるのかなど、著者自身も指摘しているように、今後の課題として残されていることもいくつかあるが、今後のこの分野の研究の発展にもつながるといふ点においても、本論文は貴重な研究成果の一つであるといえる。

以上、論文審査と本年1月30日に実施された質疑応答を含む聴講形式による公聴会での口頭試問の結果を踏まえて、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（文学）の学位を授与されるのに十分な資格を有していると判断するものである。

平成28年2月10日

主査 立正大学大学院文学研究科英米文学専攻  
教授 児 馬 修  
副査 立正大学大学院文学研究科国文学専攻  
教授 岡 田 袈 裟 男  
副査 名古屋大学名誉教授  
中 野 弘 三